

石巻市立病院クレジットカード納付導入に伴う指定代理納付者選定に係る仕様書

1 石巻市立病院の概要

- (1) 名称 石巻市立病院
- (2) 所在地（住所） 石巻市穀町15番1号
- (3) 開院予定日 平成28年9月1日
- (4) 建物の概要（病院棟のみ）
 - ア 建築面積 4,706.45㎡
 - イ 延床面積 23,920.50㎡
 - ウ 階数 地上7階 搭屋2階
 - エ 構造 S造、SRC造
- (5) 診療科 内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科
合計6診療科
- (6) 病床数 一般病床140床（一般40床×3病棟、緩和ケア20床×1病棟）、
療養病床40床（1病棟） 合計180床（5病棟）
- (7) 患者数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外来（1日当たり見込み）	199.1人	234.0人	252.0人
入院（1日当たり見込み）	123.0人	148.0人	155.0人

- (8) 外来診療日 土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く
毎日

2 業務内容

石巻市立病院における診療費等のクレジットカード納付導入に伴う指定代理納付事業

3 業務開始時期

平成28年9月1日（予定）

4 指定代理納付事業の対象となる歳入

診療等の提供を受けた者に対し請求する下記の料金

- (1) 入院に係る費用
- (2) 外来に係る費用
- (3) その他医業収益に係るもの（室料差額収益等）
- (4) その他医業外収益に係るもの（文書料等）

5 指定代理納付の対象施設

施設名称：石巻市立病院

所在地（住所）：石巻市穀町15番1号

6 取扱い時間

24時間対応とする

7 取扱いカードブランド

使用できるクレジットカードのブランドは、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」及び「AMERICAN EXPRESS」のいずれか又は複数とし、その他のブランドは提案によるものとする。

なお、取り扱い可能なブランドが付された提案者以外の他社発行のクレジットカードの取り扱いも可能であること。

8 指定代理納付の方法

(1) 納入義務者に対して有する債権を買い取る「債権譲渡型」ではなく、納入義務者に代わって立替払いをする「立替払型」によるものとする。

(2) クレジットカード納付による立替金（以下「立替金」という。）については、各月ごとに末日を締め日として集計し、翌月の15日までに一括して指定する口座に振り込むこと。

なお、振り込み日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日に振り込むこと。

(3) 立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず、初回に全額を振り込むこと。

(4) 立替金を振り込む際の手数料は、指定代理納付者の負担とすること。

(5) 各月ごとの立替金の振り込み額明細を、入金予定日の5営業日前までに通知すること。

9 指定代理納付行為に対する手数料

(1) 指定代理納付行為に対する手数料（以下、「手数料」という。）については、立替金からの相殺により支払うものとする。

(2) 手数料の額は、各月ごとの立替金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

10 クレジットカード決済端末機

(1) クレジットカード決済端末機は、指定代理納付者が準備することとし、仕様は以下のとおりとする。

ア 暗証番号入力用端子が附属されていること。

イ ISDN回線対応とすること。また、接続のため別途機器が必要な場合は、それらの機器を準備すること。

ウ ICカード、磁気カード共用とし、他ブランドカードとの共同使用が可能なもの

であること。

エ 売上明細が用紙に印字出力されること。

オ 端末機の準備台数は3台とする（2台+予備1台）。

- (2) 端末機は無償で貸与するものとし、設置に要する費用は指定代理納付者の負担とする。ただし、病院が複数のクレジットカード加盟店契約を締結する場合は、幹事事業者が端末機を設置するものとする。
- (3) 端末機の故障、破損等については指定代理納付者の負担により修理又は交換することとする。
- (4) 端末機を使用するための回線は市で準備し、回線契約料及び使用料についても市の負担とする。

1.1 その他の事項

- (1) 契約期間は、契約締結日から平成29年3月31日までとする。
ただし、翌年度の予算成立後に双方協議の上、契約期間を1年間延長できることとし、以降も同様とする。
- (2) 端末機の操作、クレジットカード納付申出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を第三者に委託することを承認すること。
- (3) クレジットカード納付取り扱い開始に当たり、事前に端末機の操作等について研修及び指導を行うこと。
- (4) 取扱いカード会社のディスプレイ等を設置し、カード支払が可能であることを周知すること。
- (5) 障害や照会事項の発生時には遅滞なくこれに対応し、業務に支障がないようにすること。特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。
- (6) 金額の入力間違いがあった際のカード利用者への訂正連絡についても、指定代理納付者の責任において対応すること。
- (7) 立替払いの遅延や入金の不履行などの損害、クレジットカードの不正使用による損害に対しては、指定代理納付者が責任を負うこと。
- (8) 取扱カード（ブランド）の種類によっては、複数の者を選定して契約する必要があるため、その場合は幹事事業者となり、各者間の調整を行うことができること。